

税務相談室

墓所等の生前取得

北海道医師会顧問税理士 留目 正

問い：還暦を過ぎた一開業医です。留目先生の医業経営講習会でのお話によれば、墓地や仏壇は相続財産にはならないとのことでした。相続財産にならないのなら、存命中に購入しておこうかと思えます。この場合、取得する物件や価額に制限があるのでしょうか。

また、生命保険はあまり好きになれず、少額しか加入しておりません。最近種々の保険の宣伝がなされており、高齢でも特約条件を付ければまだ加入できるとの事を家内が言っております。今からでも生命保険に入る意味がありでしょうか。家族は、戸籍上妻と子供2人です。

お答え：相続財産に関係するご質問が二つありますが、どちらも、相続税法上の非課税財産に関係がありますので、相続税法と同法通達を中心に説明します。

I 墓所、祭具等の非課税について

墓所、霊廟及び祭具並びにこれらに準ずるもの（相続税法第12条1項第2号）。

墓所、霊びょうとは、墓地、墓石及びおたまやのようなもののほか、これらのものの尊厳の維持に要する土地、その他の物件を含むものとして取り扱うものとする。（相法基本通達12-1）

また、祭具並びにこれらに準ずるものとは、庭内神し、神棚、神体、神具、仏壇、位牌、仏像、仏具、古墳等で、日常礼拝の用に供しているものをいいますが、商品、骨とう品又は投資の対象と

して所有するものは、これらに含まれないことになっています。（相法基本通達12-2）

墓所、祭具等の内容については詳しくご説明しましたので“物件”についてはご理解いただけたと思います。

価額と制限の問題ですが、価額については特に規定しておりません。そこで、制限についてですが、『骨とう品又は投資の対象として所有』が問題になりそうです。位牌が“純金”製であるとか、宝石入りであるとかの場合、礼拝の用より、投資の対象と見られる恐れがあります。信仰心で購入し、礼拝の対象であることが必要です。著名な彫刻家による仏像、仏具等も同様と思われます。

結論を申し上げますと、存命中に、墓地、墓石、仏壇、位牌等を手に入れておきたいとお考えなら、存命中にお求めになった方が相続税の節約になります。財産をの残した場合は、その財産に相続税がかかりますが、その財産で墓地等を購入しておけば、それらは非課税だからです。

なお、この場合、墓地等の代金を借入して支払ったり、その代金が未払金だった場合は、それらの債務は控除の対象になりません。購入しただけではだめです。全額支払って下さい。

II 生命保険について

相続人の取得する生命保険金については、相続人1人について、500万円が非課税になっています（相続税法第12条1項第5号）。

推定される相続人は奥様と子供2人の3人ですので、1,500万円までは非課税の範囲内です。被相続人が高齢であったり、持病があっても、特約をつけることで生命保険に加入できる場合もあるようですので、高額の保険料であっても節税効果はあると思われます。金銭等の相続財産から1人500万円までの非課税財産への転換が図られるからです。奥様のいう保険がどういう種類のものかはわかりませんが、最近、テレビ等で宣伝している内容をよく確かめ、奥様とよく相談してみたいかがでしょうか。

以上、ご質問の二つについてご説明しましたが、内容が、ご質問者の死亡を想定してのお答えになったことで回答者としては大変心苦しい限りです。ご了承下さい。